

たき火、野焼き、火入れに注意！

野外焼却は法律で禁止

野外でゴミを燃やす行為は、法律で禁止されているのをご存じですか？廃棄物の処理および清掃に関する法律により、原則として**廃棄物の焼却は禁止されています。**

※例外として野外焼却が認められている場合があります。(詳しくは裏面をご確認ください。)

例外として認められている焼却行為をするときは**消防署に届出**

大船渡地区消防組合火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為」は、事前に消防署への届出が必要です。窓口で直接提出していただくか、メール又はFAXで提出してください。(電話のみの受付は行いません。)

この届出は事前に焼却行為を把握し、誤報による消防機関の出動などの混乱を防止するためのものです。**なお、この届出を受理することは他の法令に基づく焼却行為を許可するものではありません。**

気象状況により、危険と判断される場合には、焼却の禁止、制限、消火等を要請することがありますので、ご協力をお願いします。

山火事に注意しましょう！

【野焼き】

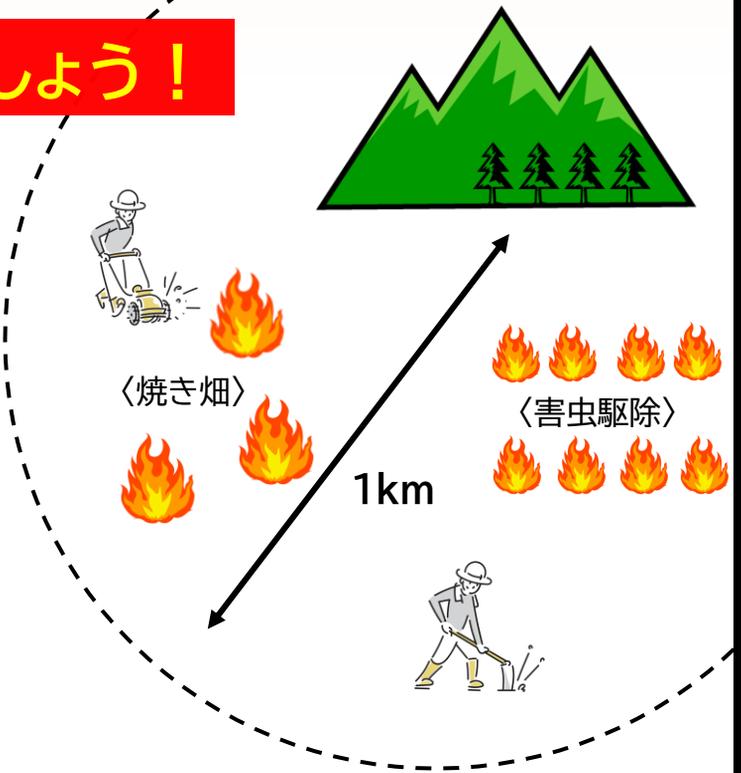
枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、例外として認められているもの以外は禁止！例外として認められるものにあつては**消防署に届出**が必要！

【たき火】

火を使用する設備器具を用いなくて、又はこれらの設備器具による場合でも本来の使用方法によらないで、火をたく行為であれば、**消防署に届出**が必要！

【火入れ】

森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為は**市町村長の許可**が必要！
(焼き畑や害虫駆除等)



大船渡地区消防組合消防本部

〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字下館下35-1

TEL:0192-27-2119 FAX:0192-27-7414

E-mail:sirei@fd-ofunato.jp

大船渡消防署 TEL:0192-27-2119

住田分署 TEL:0192-46-2119

三陸分署 TEL:0192-44-2119

綾里分遣所 TEL:0192-42-2119

消防署に届出が必要な行為

1 火災とまぎらわしい煙を発するおそれのある行為

(1) 煙等を使った作業

(例: 燻煙も用いた害虫駆除作業および消毒作業等)

(2) イベント等での煙等の使用

(例: 大量の煙が広がる演出、劇中の特殊効果としての煙等)

2 火災を発するおそれのある行為

(1) 例外として認められている焼却行為

a. 法令に基づく焼却

(例: 伝染病家畜、松くい虫被害伐木等の焼却)

b. 国、地方公共団体の施設管理のための焼却

(例: 河川管理者の伐採草木等の焼却)

c. 災害の予防、応急対策または復旧のために必要な焼却

(例: 凍霜害防止の稲わら等の焼却)

d. 風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却

(例: 火祭り、どんと焼き等)

e. 農林漁業のためのやむを得ない焼却

(例: 稲わら、枝条等の焼却)

f. その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の軽微な焼却

(例: 落ち葉、一時的に出される少量の剪定枝の焼却)

(2) たき火(薪を使用して裸火が発生する場合)

●該当すると考えられる行為(例: キャンプファイヤー、焼き芋等)



●該当しないと考えられる行為(例: 炭等を使用したバーベキュー等)



ご提出を
お願いします!



届出方法 (下記のいずれか)

・消防署の窓口に届出書を直接提出

・メール又はFAXで消防署に届出書を提出(提出した旨を電話で報告することに限る。)

※ 届出書、届出先の住所、連絡先は消防組合ホームページでご確認できます。 <https://fd-ofunato.jp/>

! 電話のみでの受付は行いませんので、ご注意ください。